

通達甲（副監．総．企．被1）第3号  
平成12年3月14日

存 続 期 間

部長、参事官  
各 所 属 長 殿

副 総 監

警視庁指定被害者支援実施要領の制定について

〔沿革〕 平成12年 3月 通達甲（副監．総．企．管）第7号  
13年 6月 同（副監．総．企．被1）第18号  
14年 9月 同（副監．総．企．組）第22号  
15年 4月 同（副監．総．企．組）第14号  
16年 7月 同（副監．総．企．被管）第14号  
16年12月 同（副監．総．企．被管）第20号  
19年 6月 同（副監．総．企．被管）第12号  
19年 7月 同（副監．総．企．組）第14号  
19年10月 同（副監．生．少育．企）第19号  
26年 5月 同（副監．交．総．法）第23号  
29年10月 同（副監．刑．総．指1）第17号  
令和 元年 6月 同（副監．総．文．審）第25号  
2年 8月 同（副監．総．企．被管）第10号  
2年 9月 同（副監．総．企．組）第11号  
3年 3月 同（副監．総．企．調）第9号  
5年 7月 同（副監．総．企．管）第22号改正

このたび、別添1のとおり、警視庁指定被害者支援実施要領を制定し、平成12年4月1日から実施することとしたから、実効の上がるように努められたい。

おって、警視庁被害者連絡実施要領の制定について（平成9年1月21日通達甲（副監．総．企．被1）第2号）は、廃止し、次の通達の一部を別添2のとおり改正した。

- 1 犯罪捜査規範実施細目（昭和37年11月5日通達甲（刑．総．資）第15号）
- 2 刑事警察被害者対策推進要領（平成9年2月10日通達甲（刑．総．企）第1号）

## 記

### 制定の趣旨

被害者に対する捜査状況等の情報提供については、警視庁被害者連絡実施要領の制定について（平成9年1月21日通達甲（副監. 総. 企. 被1）第2号）により実施してきたところであるが警察に対しては、情報提供のみならず、被害認知直後からの被害者に対する支援が強く求められていることから、新たに要領を制定し、より充実した被害者支援を図ろうとするものである。

### 別添1

#### 警視庁指定被害者支援実施要領

#### 目次

- 第1章 総則
  - 第1 目的
  - 第2 定義
  - 第3 指定支援の実施所属
  - 第4 責任者等
- 第2章 初期支援
  - 第5 初期支援要員の指定
  - 第6 初期支援要員の任務
- 第3章 被害者連絡
  - 第7 被害者連絡員の指定等
  - 第8 被害者連絡員の任務
  - 第9 被害者等からの問合せ、要望等への対応
- 第4章 訪問・連絡活動
  - 第10 訪問・連絡活動の実施
  - 第11 訪問・連絡活動実施者等の指定
  - 第12 訪問・連絡活動実施者等の任務
- 第5章 指定支援実施上の留意事項及び警察署等における管理
  - 第13 指定支援実施上の留意事項
  - 第14 道府県警察との連携
  - 第15 警察署等における管理
- 第6章 その他
  - 第16 被害者支援総合管理システムへの登録

## 第1章 総則

### 第1 目的

この実施要領は、指定被害者支援（以下「指定支援」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 定義

この実施要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 指定支援とは、対象事件の被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対し、初期支援、被害者連絡及び訪問・連絡活動を行うことをいう。
- 2 初期支援とは、初期捜査等の一連の捜査活動等を通じて、原則として、対象事件の認知直後から被害者等を帰宅させるまでの間において、被害者等に付き添って被害者等のために行う活動をいう。
- 3 被害者連絡とは、対象事件の被害者等に対して捜査状況等についての連絡を行うことをいう。
- 4 訪問・連絡活動とは、身体犯及び署長等指定事件（交通関係事件に係るものを除く。）の被害者等の不安感を解消し、再び被害に遭うことを予防するために、被害者連絡を通じて把握した被害者等の要望に基づいて、警察署の地域警察官が巡回連絡の一環として行う被害者等への連絡活動及びパトロール活動等をいう。
- 5 対象事件とは、身体犯、重大な交通事故事件及び署長等指定事件をいう。
- 6 身体犯とは、次に掲げる罪に該当する違法な行為をいう。
  - (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪であり、未遂を含む。）
  - (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
  - (3) 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
  - (4) 不同意性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
  - (5) 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
  - (6) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
  - (7) 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
  - (8) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
  - (9) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）

- (10) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (11) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。）
- (12) 人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (13) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
- (14) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- (15) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (16) 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (17) 前(1)から(16)までの罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

7 重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。

(1) ひき逃げ事件

車両等の交通により、被害者が死傷した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段の規定に違反した事件をいう。

(2) 交通死亡事故等

車両等の交通により、被害者が死亡した事故及び全治3か月以上の傷害を負った事故（前(1)を除く。）をいう。

(3) 危険運転致死傷罪等（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条若しくは第3条に規定する罪又は同法第6条第1項若しくは第2項に規定する罪をいう。）に該当する事件（前(1)及び(2)を除く。以下同じ。）

8 署長等指定事件とは、前6及び7に規定する事件以外で、社会的反響、事件事故の規模及び被害者等の状態等を勘案し、過失犯又は財産犯その他支援が必要な事件事故について、警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）が指定したものをいう。

### 第3 指定支援の実施所属

#### 1 初期支援

初期支援は、原則として被害を認知した警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察

署等」という。)において行うものとする。

## 2 被害者連絡

被害者連絡は、原則として事件を処理する警察署等（以下「事件処理警察署等」という。）において行うものとする。

## 3 訪問・連絡活動

訪問・連絡活動は、被害者等の居住地を管轄する警察署において行うものとする。

# 第4 責任者等

## 1 指定支援責任者等

### (1) 指定支援責任者等の指定

ア 警察署長（以下「署長」という。）は、原則として交通、警備、刑事、生活安全又は組織犯罪対策を担当する課（以下「事件主管課」という。）の長（島部警察署にあつては次長）を指定支援責任者に、課長代理（島部警察署にあつては事件を担当する警部補）を指定支援補助者に指定するものとする。

イ 高速道路交通警察隊長は、中隊長を指定支援責任者に、警部補の階級にある者を指定支援補助者に指定するものとする。

ウ 署長等は、必要に応じて複数の指定支援補助者を指定することができる。

エ 署長は、指定支援責任者の任務のうち、初期支援に係るものについて、当番時間帯（島部警察署にあつては宿日直時間帯に相当する時間帯。以下同じ。）は、本署当番責任者（島部警察署にあつては宿直責任者。以下同じ。）に代行させるものとする。

### (2) 指定支援責任者等の任務

ア 指定支援責任者は、指定支援の実施状況を掌握するとともに、初期支援及び被害者連絡が確実に行われるよう、初期支援を担当する者（以下「初期支援要員」という。）及び被害者連絡を担当する者（以下「被害者連絡員」という。）の指揮監督に当たるものとし、また、身体犯及び署長等指定事件（交通関係事件に係るものを除く。）の被害者等に対する訪問・連絡活動の実施について、訪問・連絡活動責任者との緊密な連携に努めるものとする。

イ 指定支援責任者は、犯罪被害者等給付金の支給対象事件であることを把握したときは、警視庁犯罪被害者等給付金裁定事務取扱規程（昭和55年12月25日訓令

甲第20号)に定める裁定事務取扱責任者にその旨を連絡するものとする。

ウ 指定支援補助者は、指定支援責任者の任務を補助するものとする。

## 2 訪問・連絡活動責任者等

### (1) 訪問・連絡活動責任者等の指定

署長は、地域課長（島部警察署にあつては、次長）を訪問・連絡活動責任者に、課長代理（地区交番が置かれている警察署にあつては、地域課長代理及び地区交番所長。島部警察署にあつては、地域を担当する警部補）を訪問・連絡活動補助者に指定するものとする。

### (2) 訪問・連絡活動責任者等の任務

ア 訪問・連絡活動責任者は、訪問・連絡活動の実施状況を掌握するとともに、訪問・連絡活動が確実に実施されるよう、訪問・連絡活動実施者の指揮監督に当たるものとする。

イ 訪問・連絡活動補助者は、訪問・連絡活動責任者の任務を補助するものとする。

## 第2章 初期支援

### 第5 初期支援要員の指定

#### 1 事件主管課における指定

(1) 署長等は、原則として事件主管課の各課ごと、又は各中隊ごとにそれぞれ初期支援に適任と認められる警部補以下の警察官複数名をあらかじめ初期支援要員に指定するものとする。

(2) 署長は、署情に応じて本署交替制勤務の各班（島部警察署にあつては宿直班）の事件主管課ごとにそれぞれ1名以上の初期支援要員を配置するものとする。

(3) 署長等は、初期支援要員に、人事異動、疾病その他やむを得ない事由により欠員が生じたときは、同一課内又は同一中隊内から適任者を指定し補充するものとする。

#### 2 対象事件取扱い時の指定

指定支援責任者は、対象事件取扱いの都度、被害者ごとに事件主管課又は中隊の初期支援要員の中から、当該被害者に対応する初期支援要員を指定するものとする。

#### 3 臨時の指定

指定支援責任者は、多数の被害者を生じる対象事件が発生した場合等で初期支援要員

だけでは対応することができないときは、臨時の初期支援要員を指定することができる。

## 第6 初期支援要員の任務

対象事件取扱い時、初期支援要員は次に掲げる任務のうち、指定支援責任者の指示を受けて当該被害者等に必要と認められるものを行うものとする。

- 1 被害状況の聴取又はその補助
- 2 被害届、供述調書等の捜査書類の作成又はその補助
- 3 証拠資料の採取又はその補助
- 4 実況見分又はその補助
- 5 病院の手配及び医師への説明
- 6 被害者の手引の交付（刑事手続の説明等）
- 7 被害者等からの相談への対応
- 8 被害者等の支援に関する機関・団体等の紹介
- 9 自宅等への送迎
- 10 被害者連絡要望の有無の確認
- 11 その他初期支援に必要と認められる事項

## 第3章 被害者連絡

### 第7 被害者連絡員の指定等

#### 1 被害者連絡員の指定

指定支援責任者は、対象事件の被害者等が被害者連絡を要望する場合は、事件主管課員又は中隊員の中から当該事件の被害者連絡員を指定するものとする。ただし、警察署に被害者支援の事務に専従する警務係員（被害者支援係が設置されている場合は同係員。以下同じ。）が指定されている場合で、指定支援責任者が警務係員に行わせることに支障がないと判断した場合には、警務課の長と協議した上で、警務係員を被害者連絡員に指定することができる。

#### 2 被害者連絡員の補充

指定支援責任者は、被害者連絡員に、人事異動、疾病その他やむを得ない事由により欠員が生じたときは、適任者を指定し補充するものとする。

#### 3 被害者連絡の実施依頼

署長等は、事件処理警察署等の署長等に対し、被害者連絡に必要な事項を連絡した上、被害者連絡の実施を依頼するものとする。

## 第8 被害者連絡員の任務

被害者連絡員は、被害者等の意向に反しない限り、次の項目について、原則として、面接又は電話により被害者連絡を行うものとする。

この場合において、被害者等が少年のときは、原則として、保護者を通じて行うものとする。

### 1 捜査状況

#### (1) 身体犯及び署長等指定事件（交通関係事件に係るものを除く。）の場合

ア 被害者が死亡した事件については、被害認知後、おおむね2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者（被疑少年を含む。以下同じ。）の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、以後、原則として、少なくとも1年に1回以上、定期的な連絡を行うこと。

イ 前ア以外の事件については、被害認知後、おおむね2か月を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、必要があれば、それ以降も回数にとらわれずに行うこと。

#### (2) ひき逃げ事件の場合

ア 被害者が死亡した事件については、事件認知後、おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、以後、原則として、少なくとも1年に1回以上、定期的な連絡を行うこと。

イ 前ア以外の事件については、事件認知後、おおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、必要があれば、それ以降も回数にとらわれずに行うこと。

#### (3) 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪等に該当する事件並びに署長等指定事件（交通関係事件に係るものに限る。）の場合

事件認知後、おおむね1か月を経過した時点で被疑者を送致していない場合においては、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行い、必要があれば、それ以降も回数にとらわれずに行うこと。



## 2 被疑者の検挙状況

### (1) 逮捕事件の場合

ア 被疑者を逮捕した場合は、逮捕後速やかに被疑者逮捕の旨、被疑者の人定（氏名、年齢及び居住地をいう。以下同じ。）その他必要と認められる事項について連絡すること。ただし、否認事件、いまだ逮捕していない共犯者のいる事件等の場合で、逮捕後速やかに連絡を行うことが捜査に支障を及ぼすと認められるときは、支障がなくなった段階で行うこと。

イ 逮捕した被疑者を送致前釈放した場合は、原則として釈放後速やかに釈放の旨及びその理由について連絡を行い、勾留（犯罪少年の事件の場合の勾留に代わる観護の措置を含む。以下同じ。）されなかった場合は、釈放後速やかに釈放の旨を連絡すること。

### (2) 在宅送致事件の場合

被疑者を在宅で送致した場合は、送致後速やかに被疑者検挙の旨、被疑者の人定、送致先検察庁その他必要と認められる事項について連絡すること。

### (3) 犯罪少年の事件の場合の特例

被害者等に被疑少年の人定その他必要と認められる事項を連絡することにより被疑少年の健全育成を害するおそれがあると認められるときには、被疑少年の人定等に代えてその保護者の人定等を連絡すること。

なお、被疑少年又はその保護者の人定等を被害者等に連絡した場合は、速やかに当該被疑少年の保護者に対して連絡を行った旨を通知すること。

### (4) 触法少年に係る事件の場合

対象事件を起こした触法少年について、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第22条に規定する措置（児童相談所長への送致又は児童相談所への通告）を行った場合は、速やかにその旨及び当該触法少年の保護者の人定その他必要と認められる事項について連絡すること。

なお、触法少年の保護者の人定等を被害者等に連絡した場合は、速やかに当該触法少年の保護者に対して連絡を行った旨を通知すること。

## 3 逮捕被疑者の処分状況

### (1) 逮捕に引き続き、勾留された事件については、勾留期間満了後速やかに送致先検察

庁、処分結果（起訴、不起訴、処分保留等）、公訴提起先裁判所（起訴の場合のみ）その他必要と認められる事項について連絡すること。ただし、被疑少年の場合は、勾留期間満了後速やかに送致先検察庁又は送致先家庭裁判所について連絡すること。

- (2) 処分状況の連絡のうち、処分結果及び公訴提起先裁判所については、被害者等が東京地方検察庁の被害者等通知制度による連絡を要望し、警察からの連絡を要望しない場合は、行わないことができる。

#### 第9 被害者等からの問合せ、要望等への対応

- 1 被害者等からの問合せ、要望等への対応は、原則として被害者連絡員が担当の指定支援責任者の指揮を受けて行うものとする。
- 2 被害者連絡員が不在の場合は、当該事件を担当する指定支援責任者又は指定支援補助者が対応するものとする。
- 3 被害者連絡員、指定支援責任者及び指定支援補助者のいずれもが不在の場合に問合せを受理した者は、適切な対応に努めるとともに、その内容等について、被害者連絡員及び指定支援責任者に確実に引き継ぐものとする。

### 第4章 訪問・連絡活動

#### 第10 訪問・連絡活動の実施

##### 1 訪問・連絡活動の要望の有無の確認

被害者連絡員は、被害者等に対し、訪問・連絡活動を要望するか否かの確認を行い、被害者等が訪問・連絡活動を希望する場合は、その旨を指定支援責任者に報告するものとする。

##### 2 訪問・連絡活動の実施依頼

###### (1) 被害者等の居住地が自署管内である場合

指定支援責任者は、訪問・連絡活動責任者に対し、地域警察官が訪問・連絡活動を実施する際の必要な事項を連絡した上、訪問・連絡活動の実施を依頼すること。

###### (2) 被害者等の居住地が警視庁の他署管内である場合

署長は、被害者等の居住地を管轄する署長に対し、地域警察官が訪問・連絡活動を実施する際の必要な事項を連絡した上、訪問・連絡活動の実施を依頼すること。

###### (3) 被害者等の居住地が道府県警察の管内である場合

原則として、署長は、警視庁犯罪被害者支援室（以下「犯罪被害者支援室」という。）に連絡し、これを受けた犯罪被害者支援室は、道府県警察本部の事件主管課に対して訪問・連絡活動の実施を依頼するものとする。

### 3 指定支援責任者と訪問・連絡活動責任者との協議

指定支援責任者と訪問・連絡活動責任者は、訪問・連絡活動を実施し、又は1回目の訪問・連絡活動を実施してからおおむね2か月を経過して終結する場合その他必要と認められた場合は、協議の上、対応するものとする。

### 4 訪問・連絡活動を実施しないことができる場合

被害者等が訪問・連絡活動の実施を要望した場合であっても、指定支援責任者が捜査への支障その他の理由から、訪問・連絡活動を行うことが適当でないと判断したときは、署長の承認を受けて訪問・連絡活動を行わないことができる。

## 第11 訪問・連絡活動実施者等の指定

1 訪問・連絡活動責任者は、訪問・連絡活動の実施を依頼された場合は、原則として、被害者等の居住地を担当する受持員（代行者に指定されている者を含む。以下「受持員等」という。）を訪問・連絡活動実施者に指定するものとする。

2 訪問・連絡活動責任者は、受持区に受持員等が指定されていない場合又は受持員等の知識、経験及び訪問・連絡活動の性質上から判断して、他の地域警察官等を指定することが適当であると認められる場合は、受持員等以外の地域警察官等を訪問・連絡活動実施者に指定することができる。

3 訪問・連絡活動責任者は、原則として、受持員等と同一系の交番所長若しくはブロック担当係長を訪問・連絡活動を担当する係長（以下「訪問・連絡活動担当係長」という。）に指定するものとする。

## 第12 訪問・連絡活動実施者等の任務

### 1 訪問・連絡活動実施者の任務

訪問・連絡活動実施者に指定された地域警察官等は、当該指定を受けてから1週間以内に被害者等を訪問して、要望、意見等を把握するとともに、被害の回復及び拡大防止に関する関係機関の連絡先等の情報を提供するものとする。

### 2 訪問・連絡活動担当係長の任務

訪問・連絡活動担当係長は、被害者連絡員と連絡を密にし、被害者等から把握した要

望、意見等に適切に対応すること。

また、パトロール強化の要望等、地域課において対応した方が適当と認められるものについては、訪問・連絡活動責任者の指示を受けて対応するものとする。

## 第5章 指定支援実施上の留意事項及び警察署等における管理

### 第13 指定支援実施上の留意事項

#### 1 基本的留意事項

- (1) 犯罪少年の事件及び触法少年に係る事件の場合は、被害者等に少年の健全育成の重要性についての説明を行い、特に、触法少年に係る事件の場合は、少年法（昭和23年法律第168号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨、刑法第41条による犯罪の不成立等についても併せて説明を行うものとする。
- (2) 被害者等が外国人の場合は、言語、風俗、習慣等に配慮するほか、指定支援の実施に困難がある場合は、警視庁本部の事件主管課に連絡の上、対応するものとする。

#### 2 初期支援実施上の留意事項

- (1) 初期支援要員は、初期支援の実施に当たっては、初期支援要員である旨等を明らかにし、安心感を与えるとともに、被害者等の心情の理解に努め、被害者等の精神的負担の軽減に努めるものとする。
- (2) 初期支援要員は、任務終了後、指定された被害者連絡員に対して速やかに支援実施結果、被害者等の要望等参考とすべき事項について確実に引き継ぐものとする。

#### 3 被害者連絡実施上の留意事項

- (1) 被害者等又はその関係者の素行、言動等により、被疑者又は触法少年への報復の可能性が認められるなど被害者連絡を行うことが適当でないと認められる場合は、行わないものとする。
- (2) 初期支援要員から引継ぎを受けた被害者連絡員は、被害者等に対して被害者連絡員である旨等を速やかに連絡するものとする。
- (3) 被害者連絡員は、被害者等に対して被疑者、触法少年又は被疑少年若しくは触法少年の保護者のプライバシーの重要性について説明を行い、後日、紛議事案が起こることのないよう配慮するものとする。

#### 4 訪問・連絡活動実施上の留意事項

- (1) 訪問・連絡活動実施者は、訪問・連絡活動の実施に当たっては、被害者等の心情の理解に努め、被害者等の精神的な負担となることのないよう、十分に配慮するものとする。
- (2) 訪問・連絡活動実施者は、被害者等から捜査の状況等についての質問、要望、苦情、相談等があった場合は、その場で回答できるものを除き、訪問・連絡活動責任者に報告の上、適切に対応するものとする。
- (3) 訪問・連絡活動を実施する場合は、被害者等の近隣を含めた巡回連絡を行うなど、近隣の住民に被害の事実等を察知されないよう配慮するものとする。

#### 第14 道府県警察との連携

##### 1 被疑者の検挙が道府県警察の所属である場合

被害を認知した警察署等は、原則として犯罪被害者支援室を経由し、道府県警察本部の事件主管課を通じて被疑者を検挙した所属と連携して指定支援を実施するものとする。この場合において、協議により、道府県警察の所属が被害者連絡を実施することとなったときは、道府県警察に協力すること。

##### 2 道府県警察からの協力依頼

指定支援に関する道府県警察からの協力依頼には、可能な限り応ずるものとする。

#### 第15 警察署等における管理

##### 1 警察署等による指定支援の指揮の徹底

署長等は、警察署等で認知した対象事件について、指定支援責任者等を指揮監督し、指定支援の適正な推進を図るものとする。

##### 2 被害者支援実施票等の作成、報告等

- (1) 初期支援要員は、初期支援終了後速やかに別記様式第1の「被害者支援実施票」を作成し、初期支援の実施結果及び被害者支援の方針、活用すべき被害者支援制度等について署長等に報告するとともに、必要な指揮を受けるものとする。
- (2) 指定支援責任者から指定された被害者連絡員は、速やかに別記様式第2の「被害者連絡員指定票」を作成し、署長等に報告するものとする。
- (3) 被害者連絡員は、被害者連絡を実施の都度、別記様式第3の「被害者連絡経過票」を作成し、署長等に報告するものとする。この場合において、被害者連絡を終結する場合は、署長等の承認を受けるものとする。

(4) 訪問・連絡活動責任者が、訪問・連絡活動実施者を指定した場合は、地域総務係において別記様式第4の「訪問・連絡活動実施者指定票」を作成し、署長に報告するものとする。

(5) 訪問・連絡活動実施者は、訪問・連絡活動を実施の都度、地域総務係に連絡し、これを受けた地域総務係は、別記様式第5の「訪問・連絡活動経過票」により経過及び実施内容を明らかにするとともに、訪問・連絡活動を終結する場合は、署長の承認を受けるものとする。

### 3 署長等の措置

署長等は、指定支援の実施状況について毎月確認を行うとともに、指定支援が適正かつ確実に行われるよう指定支援責任者及び訪問・連絡活動責任者に対し、必要な措置をとらせるものとする。

### 4 被害者支援実施票等の保管・管理

指定支援責任者及び訪問・連絡活動責任者は、それぞれ関係書類を簿冊にとじて保管・管理するものとする。

### 5 犯罪被害者支援室による指定支援の実施状況の確認及び指導

企画課長は、警察署等における指定支援の実施状況を確認し、必要に応じて犯罪被害者支援室の職員を派遣して指導するなどの措置を講ずるものとする。

## 第6章 その他

### 第16 被害者支援総合管理システムへの登録等

1 指定支援の実施状況については、指定支援を行った警察署等において被害者支援総合管理システムに登録し、適正に管理するものとする。

2 指定支援責任者等は、対象事件を認知した場合には、被害者支援総合管理システムへの登録状況について、確実に把握するものとする。

## 被害者支援実施票

署(隊)

登録番号

初期支援 未実施理由			
初期支援要員	係 階級	氏名	
事件主管課			
事件(罪)名			
発生年月日	発生年月日時	認知年月日	
発生場所			
事案の概要			
被害程度	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 負傷(全治 日) <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 無し	財産的被害	現金 円 時価 円相当
被害者	住所 氏名 生年月日 ( 歳)	性別 電話	
初期支援 対象者	被害者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ( ) 住所 氏名 ( 歳) 性別 電話		
加害者	住所 氏名 生年月日 ( 歳) 人着等	性別	<input type="checkbox"/> ほか 名
検挙種別等	<input type="checkbox"/> 逮捕 ( <input type="checkbox"/> 現逮 <input type="checkbox"/> 緊逮 <input type="checkbox"/> 通逮 ) <input type="checkbox"/> 任捜 <input type="checkbox"/> 未検挙		
初期支援内容	<input type="checkbox"/> 各種捜査活動又はその補助 <input type="checkbox"/> 相談の対応 <input type="checkbox"/> 病院の手配、付添い、医師への説明 <input type="checkbox"/> 関係機関の紹介、連絡 <input type="checkbox"/> 検挙情報の説明 <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> 捜査状況の説明 <input type="checkbox"/> 自宅への送迎 <input type="checkbox"/> 刑事手続の説明 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
被害者の手引 交付の有無	交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	
	交付年月日		
	被交付者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ( )	
被害者連絡 要望の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	被害者連絡実施所属	
		<input type="checkbox"/> 自署 <input type="checkbox"/> 他署 ( )	
被害者連絡 の要望者	被害者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ( ) 住所 氏名 ( 歳) 性別 電話		
備考			

注 終結時は2枚目に終結年月日と終結理由を記載し、所属長等の承認を受けるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

活用すべき被害者支援制度等			
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

支 援 計 画 ・ 方 針 等	

終結年月日	年 月 日	終結理由	
-------	-------	------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



## 被害者連絡員指定票

署(隊)

認知署

登録番号

被害者連絡員	係	被害者連絡員指定年月日	
	階級	氏名	
事件(罪)名			
発生年月日	発生年月日時	認知年月日	
発生場所			
事案の概要			
被害程度	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 負傷(全治 日) <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 財産的被害	現金 円 時価 円相当
被害者	住所 氏名 生年月日 ( 歳)	性別 電話	
被害者連絡の 要望者	要望年月日 被害者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ( ) 住所 氏名 ( 歳) 性別 電話		
加害者	住所 氏名 生年月日 ( 歳) 人着等	性別 <input type="checkbox"/> ほか 名	
検挙種別等	<input type="checkbox"/> 逮捕 ( <input type="checkbox"/> 現逮 <input type="checkbox"/> 緊逮 <input type="checkbox"/> 通逮 ) <input type="checkbox"/> 任捜 <input type="checkbox"/> 未検挙		
初期支援要員	係 氏名	階級 警電	
他署からの 依頼年月日等	依頼年月日		
	依頼署		
	被害者連絡員	係 氏名	階級 警電
備考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 被害者連絡経過票

登録番号

実 施 日	実 施 者	連 絡 方 法
連 絡 種 別	連 絡 内 容	
捜査状況の連絡		
検挙状況の連絡		
処分状況の連絡		
検察庁の通知制度要望		
被害者の手引交付		
訪問・連絡活動要望		
関係機関・団体の教示		
その他		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 訪問・連絡活動実施者指定票

署

認知署

登録番号

活動の内容	<input type="checkbox"/> 連絡 <input type="checkbox"/> パトロール活動等		管 轄 交番・駐在所	
担当係長	指定年月日 係 階級 氏名			
連絡活動 実施者	指定年月日 <input type="checkbox"/> 受持員 <input type="checkbox"/> 受持員以外 係 階級 氏名			
事件（罪）名				
発生年月日	発生年月日時		認知年月日	
発生場所				
事案の概要				
被害程度	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 負傷（全治 日） <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 無し		<input type="checkbox"/> 財産的被害	現金 円 時価 円相当
被害者	住所 氏名 性別 生年月日 ( 歳) 電話			
訪問・連絡活 動の要望者	要望年月日 被害者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ( ) 住所 氏名 ( 歳) 性別 男 電話			
加害者	住所 氏名 性別 <input type="checkbox"/> ほか 名 生年月日 ( 歳) 人着等			
検挙種別等	<input type="checkbox"/> 逮捕 ( <input type="checkbox"/> 現逮 <input type="checkbox"/> 緊逮 <input type="checkbox"/> 通逮 ) <input type="checkbox"/> 任捜 <input type="checkbox"/> 未検挙			
初期支援要員	係 階級 氏名 警電			
他署からの 依頼年月日等	依頼年月日			
	依頼署			
	被害者連絡員	係 階級 氏名 警電		
備考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 訪問・連絡活動経過票

署(隊)

認知署		登録番号	
-----	--	------	--

活動の内容	<input type="checkbox"/> 連絡 <input type="checkbox"/> パトロール活動等	管 交番・駐在所	轄	
担当係長	指定年月日 係	階級	氏名	
連絡活動 実施者	指定年月日 係	<input type="checkbox"/> 受持員 <input type="checkbox"/> 受持員外 階級	氏名	
事件(罪)名				
発生年月日	発生年月日時	認知年月日		
発生場所				
事案の概要				
被害程度	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 負傷(全治 日) <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 財産的被害	現金 時価	円 円相当
被害者	住所 氏名 生年月日 ( 歳) 電話	性別		
訪問・連絡活 動の要望者	要望年月日 被害者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ( ) 住所 氏名 ( 歳) 性別 電話			
終結年月日	連絡活動 (実施回数 回)			
	パトロール活動等 (実施回数 回)			
終結理由				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

登録番号 

No	実施日	実施者	活動種別	活動内容
	実施時間			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。